

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月18日

【会社名】 株式会社フジコー

【英訳名】 FUJIKOH COMPANY., LIMITED.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 直人

【本店の所在の場所】 東京都台東区駒形二丁目7番5号

【電話番号】 03(3841)5431

【事務連絡者氏名】 管理部長 佐藤 陵枝

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区駒形二丁目7番5号

【電話番号】 03(3841)5431

【事務連絡者氏名】 管理部長 佐藤 陵枝

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

| | |
|-------------------|--------------|
| 一般募集 | 270,362,400円 |
| オーバーアロットメントによる売出し | 40,480,000円 |

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年8月10日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成28年8月10日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|---------------------------------------|
| 普通株式 | 570,000株 | 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株 |

- (注) 1 平成28年8月18日(木)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から80,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集とは別に、平成28年8月18日(木)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式80,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成28年8月29日(月)から平成28年8月31日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | | | |
| 一般募集 | 570,000株 | 270,362,400 | 135,181,200 |
| 計(総発行株式) | 570,000株 | 270,362,400 | 135,181,200 |

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成28年8月10日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格 (円) | 発行価額 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株 数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|--|---------------|--------------|------------|---|-----------------|--------------|
| 未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。 | 未定 (注) 1、2 | 未定 (注) 1 | 100株 | 自 平成28年9月1日(木) 至 平成28年9月2日(金) (注) 3 | 1株につき発行価格と同一の金額 | 平成28年9月7日(水) |

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成28年8月29日(月)から平成28年8月31日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、資本組入額の総額を新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujikoh-net.co.jp/irtop/irkoukoku>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成28年8月26日(金)から平成28年8月31日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成28年8月29日(月)から平成28年8月31日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年8月29日(月)の場合、申込期間は「自 平成28年8月30日(火) 至 平成28年8月31日(水)」、払込期日は「平成28年9月5日(月)」

発行価格等決定日が平成28年8月30日(火)の場合、申込期間は「自 平成28年8月31日(水) 至 平成28年9月1日(木)」、払込期日は「平成28年9月6日(火)」

発行価格等決定日が平成28年8月31日(水)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年8月29日(月)の場合、受渡期日は「平成28年9月6日(火)」

発行価格等決定日が平成28年8月30日(火)の場合、受渡期日は「平成28年9月7日(水)」

発行価格等決定日が平成28年8月31日(水)の場合、受渡期日は「平成28年9月8日(木)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 浅草支店 | 東京都台東区雷門二丁目17番12号 |

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|------------|---------------------|----------|---|
| 東海東京証券株式会社 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | 541,500株 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 28,500株 | 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| 計 | | 570,000株 | |

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 270,362,400 | 8,800,000 | 261,562,400 |

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成28年8月10日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額261,562,400円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限37,245,600円と合わせた手取概算額合計上限298,808,000円について、240,000,000円を当社の設備投資資金の一部に、58,808,000円を当社子会社である御所野縄文電力株式会社(以下、「御所野縄文電力」という。)に対する融資資金に充当する予定であります。具体的な資金使途につきましては、次の通り予定しております。

(当社の設備投資資金として)

分別施設の建物の建設資金として

当社は、廃棄物を発生させる排出事業者からの委託を受け産業廃棄物及び一般廃棄物を受入れ、焼却、破碎、リサイクル処理を行っております。現在、受入れ廃棄物は多様化しており、効率的なりサイクル及び処分を行うためには、廃プラスチック類、金属くず等の品目ごとに分別する必要があります。現状の分別施設が手狭な状況であり、お客様の荷おろしに際して待ち時間が発生する等、効率的な受入体制の妨げになっております。これらの課題を解決するため、分別施設の建物を新たに建設する予定です。

設備投資金額は120,000,000円を見込んでおり、手取り金額のうち90,000,000円を平成29年5月までに建設資金に充当し、不足分を自己資金で賄う予定であります。

移動式破碎機の購入資金として

現在は山林で伐採された原木を発電用燃料として使用しておりますが、原木のみでは、調達量として不安定でありますので、今後より多くの木質資源を確保するため、山林の伐採現場に放置されている枝葉及び短尺木材等について、移動式破碎機を用いて伐採現場においてチップ化することを目的として、移動式破碎機を購入いたします。

移動式破碎機の購入予定額は70,000,000円を見込んでおり、手取り金額の70,000,000円を平成29年3月までに購入資金に充当いたします。

なお、発電用燃料については、当社孫会社である株式会社一戸森林資源(以下、「一戸森林資源」という。)が製造しておりますため、購入機械は同社に貸与いたします。

木質資源の運搬車両購入資金として

現在、原木の運搬は仕入先であります素材生産業者及び製材業者が行っておりますが、今後自社グループにおいても原木置場から工場への運搬及び伐採現場でチップ化した木材チップの運搬を行うことにより、木質資源の購入単価の低減とともに木質資源の確保拡大を図るため、原木等運搬用車両を購入いたします。

運搬車両の購入予定額は80,000,000円を見込んでおり、手取り金額の80,000,000円を平成29年3月までに購入資金に充当いたします。

なお、原木等の運搬は、一戸森林資源が行うため、購入車両は同社に貸与いたします。

(子会社に対する融資資金として)

58,808,000円は、平成28年12月までに御所野縄文電力に対する融資資金に充当いたします。小売電気事業者である御所野縄文電力は、バイオマス発電電力を購入し、地域に電力の供給を行っております。バイオマス発電電力の仕入価格には固定価格買取制度による賦課金が含まれております。当該賦課金は後日交付されますが、交付されるまで4か月～5か月を要するため、その期間のバイオマス電力購入資金に充当いたします。

また、上記手取金は、実際の充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|---------|------------|-----------------------------------|
| 普通株式 | 80,000株 | 40,480,000 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 |

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である東海東京証券株式会社が当社株主から80,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujikoh-net.co.jp/irtop/irkoukoku>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成28年8月10日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 売出価格(円) | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|------------|--|------|-------------------------|----------------------|----------------|----------|
| 未定 (注)1 | 自 平成28年9月1日(木) 至 平成28年9月2日(金) (注)1 | 100株 | 1株につき 売出価格と同一 の金額 | 東海東京証券株式会社の本店及び全国各支店 | | |

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成28年9月8日(木)(*)であります。

*ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から80,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、80,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年8月18日(木)開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式80,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成28年9月20日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年9月14日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)2)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

東海東京証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、東海東京証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 80,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 東海東京証券株式会社 |

- | | |
|----------------|---------------|
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成28年9月16日(金) |
| (6) 払込期日 | 平成28年9月20日(火) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成28年8月29日(月)の場合、「平成28年9月1日(木)から平成28年9月14日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成28年8月30日(火)の場合、「平成28年9月2日(金)から平成28年9月14日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成28年8月31日(水)の場合、「平成28年9月3日(土)から平成28年9月14日(水)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である、小林直人、小林美子及び上竹智久は東海東京証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成28年8月19日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成28年8月29日から平成28年8月31日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

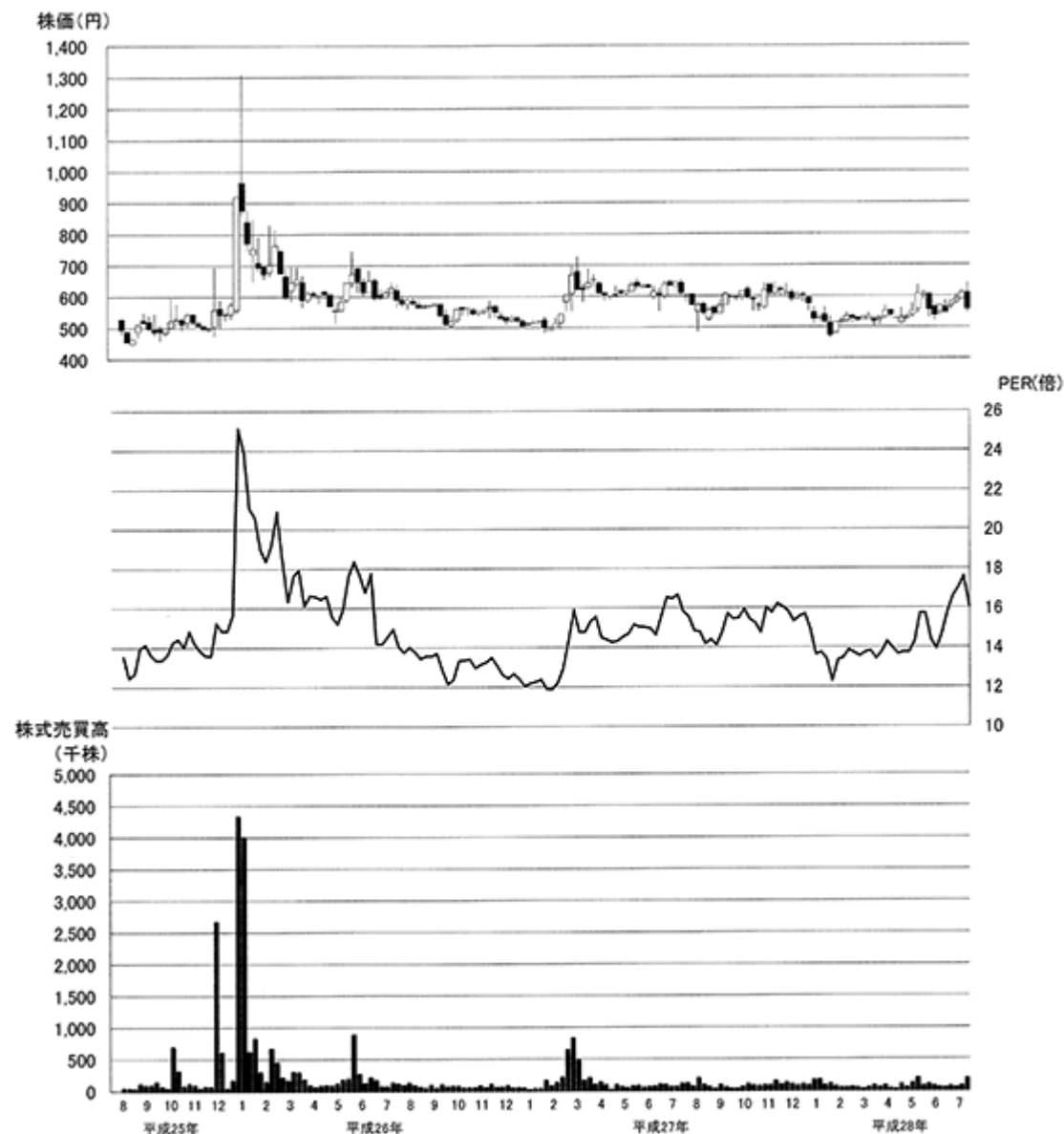
2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujikoh-net.co.jp/irtop/irkoukoku>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成25年8月19日から平成28年8月5日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 . 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬぎ、安い時は中黒で表しております。
- 2 . P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

平成25年8月19日から平成26年6月30日については、平成25年6月期有価証券報告書の平成25年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年7月1日から平成27年6月30日については、平成26年6月期有価証券報告書の平成26年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年7月1日から平成28年6月30日については、平成27年6月期有価証券報告書の平成27年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年7月1日から平成28年8月5日については、平成28年8月5日に公表した平成28年6月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成28年2月18日から平成28年8月10日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)及び四半期報告書(第43期 第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月18日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成28年8月18日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

当社グループの事業展開上、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。結果的にそれらの回避及び対応により完全に対処できるわけではありません。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。

(1) 事業内容に関する事項について

廃棄物処理施設について

当社グループの主要設備は、施設の設計時から公害等の発生原因の軽減と効率的な稼働を考慮した設計を行い、設備の導入を進めてまいりました。しかしながら、バイオマスガス化発電施設は平成19年、建設系リサイクル施設は平成14年、食品系リサイクル施設は平成12年に竣工しており、日常の点検管理には取り組んでおりますが、経年劣化による維持管理費の増加発生も予測されます。

各設備の日常点検・維持管理・整備を徹底するとともに、火災等の事故発生防止に対してもマニュアルによる社内管理体制を徹底し、24時間の管理体制を整えております。さらに営業管理棟を含め、各施設の建物につきましては、震災等の自然災害に備えスラブ構造の基礎を採用する事等による対策を講じておりますが、偶発的な火災、爆発事故の発生及び想定を超えた地震・暴風雨等天災の影響により施設が損傷・倒壊・破壊した場合、事業活動の一部又は大部分が停止状態となります。このような事態が発生した場合は、当社の事業運営及び経営成績に多大な影響が及ぶ可能性があります。万一、こうした事故を含め、排出基準を上回る環境汚染物質を排出してしまった場合は操業停止が命じられる事があります。また当社処理施設の周辺地域に甚大な影響が生じ、当社に対して多大な損害賠償請求が発生する可能性があります。

当社グループの事業所用地について

当社グループの処理施設は千葉県白井市にあります。白井再資源化センター用地、焼却施設用地及び道路用地の一部を賃借しております。現時点において、用地の貸主と当社との関係は良好で、賃貸条件の変更や更新拒絶がなされる可能性は低いものと考えておりますが、貸主の事情により、当該用地が第三者に売却された場合等においては、賃借料の値上げ等の条件変更がなされるケース、期間満了後に契約更新されないケースが発生する恐れは否定できません。契約の更新がなされない場合、解除その他の理由により当社の処理施設の事業所用地に関する賃貸借契約が終了した場合には、代替の事業所用地を確保することは困難を伴うことが予想され、当社の事業継続が困難となる可能性があります。当社としては、上述のとおり賃貸借契約が継続しない可能性もありません。また、新しい事業所用地の確保には各種許可や自治体との事前協議等が必要であり、万一移転等の必要性が発生した場合、移転先での操業開始には長期の手続き期間が発生いたします。今後、長期間の賃貸借契約の締結等、安定的な事業基盤の形成に努める方針であります。現時点ではかかる安定的な事業所用地の確保が保証されるものではありません。

(2) リサイクル事業に関する法的規制について

当社グループの建設系リサイクル事業および食品系リサイクル事業は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(以下「食品リサイクル法」という。) の許認可に基づく事業展開を行っております。当社が取得しております許可及び登録は廃棄物処理法に基づくものが大部分であります。当該許可及び登録に関しては多くの規制がございます。当社の事業活動を取り巻く法的規制は次のとおりであります。

許可の新規取得と更新について

産業廃棄物収集運搬業・処分業及び一般廃棄物処分業許可の新規取得及び更新時において、一般廃棄物処分業においては廃棄物処理法第7条第10項、産業廃棄物収集運搬業・処分業においては廃棄物処理法第14条第5項及び第10項に記載されている基準に当社が適合していると認められない場合、許可の新規取得の申請が却下されたり、更新がされない可能性があります。

また、産業廃棄物収集運搬業・処分業許可の新規取得及び更新時並びに一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行う際に提出する申請書類には、一定の持株比率を有する株主の住民票の写し、登記事項証明書もしくは登記簿の謄本等特殊な書類の提出義務があります。かかる書類・手続き等が不備である場合、許可の新規取得の申請が却下されたり、更新がされない可能性があります。

現在、当社は当該基準に適合しておりますので、産業廃棄物収集運搬業及び処分業、一般廃棄物処分業の更新許可を取得しており、許可の新規取得の申請が却下されたり、更新がされない事由はございません。万一、当該基準に当社が適合しなくなった場合は許可の新規取得の申請が却下されたり、更新がされないため、当社の事業活動は事実上停止状態となります。

当社の事業活動の停止及び取消し要件について

廃棄物処理法には収集運搬業及び処分業許可についての停止要件並びに取消し要件が定められております。これらの要件に当社が該当する可能性がある場合、当社に対し、指導、改善命令、措置命令、営業停止等の行政処分がなされることになり、改善が認められない場合等、許可の取消し処分が下される恐れがあります。また当社が今後、リサイクル事業を拡大する際にも廃棄物処理法における許認可の取得が前提となり、当社が廃棄物処理業許可の停止並びに取消し要件に該当した場合、新規の許可取得は不可能となります。このような事態が発生した場合、リサイクル事業からの撤退を含めた経営判断を迫られ、当社の事業展開は大きく影響を受けることになる可能性があります。

現在、当社は当該基準に抵触して許可の停止及び取り消し要件に該当する事由はございません。万一、当該基準に当社が該当した場合は許可の停止及び取り消し処分となり、当社の事業活動は事実上停止状態となります。

その他配慮すべき法令について

その他、当社グループが事業を行う上で配慮すべき環境に関連する主な諸法令には以下のものがあります。

1) 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法

当社が設置する、焼却炉及びボイラー等の設置、維持管理について、同法により規制されております。これらの施設を設置する際は、設置届(施設の概要、排出ガスの量、組成等の予想値を記載)及び排出ガスの定期的な測定と測定結果の保存が義務付けられております。

2) 水質汚濁防止法

当社の設置する施設から排出する雨水等の水質基準について、同法により規制されております。

3) 悪臭防止法

当社の設置する施設から発生する臭気等の基準について、同法により規制されております。

4) 騒音規制法・振動規制法

当社が設置する、送風機、破碎機等から発生する騒音、振動について同法及び同法に基づく「白井市公害防止条例」により規制されております。設置機器から発生する騒音及び振動を基準値以内にするため、防音及び防振対策を講じる必要があります。

5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

食品循環資源の再生利用並びに発生の抑制及び減量を促進することを目的としています。具体的には食品加工事業者、国、地方自治体等の責務を明確にし、運用方法と目標を定められています。

6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

建設工事(建物の新築及び解体工事)から発生する「木材」「コンクリート片」「アスファルト片」を再資源化することが規定されております。当社で受注しております解体工事において、工事着工前の届出及び分別解体の施工・発生材の再資源化施設への搬入等が義務付けられております。

産業廃棄物処理に関する法的規制に対する行政の変化について

現在のところ、これらの法律及び規制が当社の事業展開の障害になるようなケースはありません。しかしながら、社会的な環境意識の高まりにより上記諸法令の規制が一段と強化される可能性があります。また、当社が全ての法律及び規制の解釈を含め、完全に掌握していない可能性もあります。さらに解釈に関して、当社と行政側とに相違があるケースも存在する可能性があります。当社は、法令遵守を徹底する上でも、その解釈について疑義がある場合は、その疑義が解消されるまで、努力していく方針であります。

今後、当社の事業が新たな何らかの法的規制を受けた場合には、当社の事業展開が中断もしくは延期、規制への対処のためのコスト発生などによって、業績に影響が及び可能性があります。

(3) 財政状況、経営成績について

借入金の依存度が高いことについて

当社グループの主要業務である廃棄物処理事業は、設備投資に多額の資金が必要であり、現在保有しております諸設備の資金調達は大部分が金融機関からの借入等の有利子負債に依存しております。このため、総資産に占める有利子負債の割合は平成28年6月末現在57.4%と高くなっております。このため、金利の変動により支払利息の負担が増加し、さらに返済額が営業キャッシュ・フローで補えない事態が発生した場合、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

株式価値の希薄化について

当社グループはバイオマスのエネルギー化及び液状飼料化等のリサイクル事業拡大に向けた今後の設備投資においても、借入金、リース等による資金調達を行う計画であります。総資産に占める有利子負債の割合は高水準で推移しております。今後、財務体質の改善に向けた新株発行による資金調達及び設備投資資金を新株発行により調達する可能性もあります。

これらの目的で新株発行を行った場合、利益水準は向上するものと予測しておりますが、保有株主の株式価値を希薄化させる可能性があります。また、当社株式の株価次第では短期的な需要バランスの変動が発生し、株価への影響を及ぼす可能性があります。

資金調達の財務制限条項に係るリスクについて

当社及び当社の連結子会社であります株式会社一戸フォレストパワーは、取引先金融機関とシンジケートローン契約を締結し、設備資金等の借入れを実行しておりますが、本契約には一定の財務制限条項が付されており、これらの条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、一括返済を求められる等により、当社グループの財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 今後の経営方針について

森林発電事業について

ア．発電事業について

当社グループは、平成19年より木くず等のバイオマスをエネルギー資源として発電を行うバイオマス発電施設の事業化を開始し、自社で使用する電力を削減するとともに、余剰電力を売電することにより、CO₂の削減を推進してまいりました。平成24年7月に再生可能エネルギーを対象とした固定価格買取制度が始まったことを受け、新たに森林資源を活用したバイオマス発電により、事業としての採算性を確保しつつ、林業の活性化・雇用創出による地域経済への貢献が可能な電力小売事業への参入を果たすべく、岩手県二戸郡一戸町において森林資源を活用したバイオマス発電事業を平成28年6月より開始しております。当該発電事業の開始にあたっては、事業資金の調達及び採算性や投資回収期間を十分に検討しておりますが、必ずしも当社グループの計画どおりの成果を得られる保証はなく、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

イ．バイオマス燃料となる森林資源の確保について

森林発電事業の継続的な事業運営において、安定的な森林資源の確保が最も重要な要素となります。当社グループが燃料として購入するバイオマス資源は、山林から伐採される原木、発電所周辺の製材工場等から発生する製材くず等であります。当社グループの発電所は森林資源の豊富な岩手県北部に立地しておりますので、岩手県はもとより秋田県北部及び青森県南部から発生する森林資源を購入するとともに発電施設周辺で操業されている製材工場も多く、現時点においては自社置場でのストックを含め計画通りの購入を進めており、地域の方々との密接な関係構築により、今後も安定的な森林資源の確保を進められるものと考えております。しかしながら将来にわたって森林資源の安定確保に支障をきたす事態が発生する恐れは否定できません。また、同一県内及び隣接県において、バイオマス発電施設の新設が計画されておりますので、需要過多の市場環境においてバイオマス資源の購入価格が上昇する恐れもあります。将来、国産木材の需要量が大幅に減少した場合及び大規模な自然災害等の不測の事態によりバイオマス燃料の購入量が減少するとともにバイオマス資源の市場価格が高騰した場合には、当社グループの経営成績に多大な影響が及ぶ可能性があります。

ウ．発電施設の安定稼働について

当社グループは、平成19年より木質バイオマス発電所の運営を行っており、他社への運転指導を行う等、発電施設の運営に必要な資格保有者及び安定運転に関する専門知識を有した社員の育成に努めてまいりましたので、試運転開始から安定した発電施設の運転を継続しております。施設の維持管理については、社内及び設備メーカーを含めた保守・点検体制を構築することにより、効率的な運営を行ってまいります。また、当社グループは購入した森林資源を自社で燃料チップに加工しておりますので、発電施設と一体となった運営を行うことにより燃料チップの安定供給体制を構築しております。しかしながら当社グループの想定外の事態が発生し、設備が損傷した場合等、計画した発電を行うことが出来ず当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

エ．電力小売事業及び発電事業の計画値について

当社グループでは、今後電力小売事業の拡大を目指しております。電力の小売を行うためには、一般送配電事業者が保有・管理する送電線網の利用が必要となります。これらの利用には、一般送配電事業者の定める託送供給約款等において、30分を1単位とした時間毎に契約需要者の需要計画値とその需要の実績値を一致させる義務(30分同時同量制度)を負っております。これは、発電運転におきましても同様であり、30分を1単位とした時間毎に発電施設の発電計画値とその発電の実績値を一致させる義務(30分同時同量制度)を負っております。

事前に計画した発電量及び需要量と実際の発電量及び需要量の差分は、インバランス(料金)として一般送配電事業者から精算されることとなります。当社グループでは、前述のとおり経験豊富な技術者及び運転要員が安定した発電運転を継続するとともに信頼のおける事業者へ需給管理を委託し、時間毎の需給バランスの最適化を行っておりますが、同時同量を達成できない場合には、インバランス料金の発生により、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

処理施設の建設許可について

廃棄物処理業においては、処理施設の設置許可(廃棄物処理法第15条)が必要となりますが、その許可申請に当たっては、建築基準法第51条に基づく位置指定許可を得る必要があります。その他、都市計画法第29条開発行為許可(市街化調整区域に建設する場合)、大気汚染防止法等の環境規制法令に基づく届出、自治体との事前協議等も必要となる場合があります。廃棄物処理施設の設置許可基準は廃棄物処理法第15条の2に定められております。

また、近年は環境保全の観点から、廃棄物処理施設の構造基準・維持管理基準の規制が強化されておりますので、今後は、実質的に廃棄物処理施設の設置許可が取得し難い状況が想定されます。

当社グループはこのような事業環境においても、既に稼働中の処理施設の設置許可を順次取得し、現在に至っておりますが、今後、処理施設の建設に関し、必要な許認可等が何らかの理由で取り消しになった場合、新しく申請した許認可等が何らかの理由で取得できなかった場合には、当社の事業活動が制約され、今後の経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

― 食品系リサイクル事業の将来性について

1) 食品系リサイクル事業について

当社グループは、現在、食品系リサイクル事業において食品循環資源の堆肥化・飼料化を中心に進めております。当社の営業活動範囲である首都圏近郊において、食品循環資源の大型処理施設が少なかったこともあり、競争力を有した事業展開が可能でありましたが、平成18年3月より食品リサイクル法が完全施行された事により、食品循環資源のリサイクル市場へ数多くの企業が参入し、大型のリサイクル施設を設置されております。

当社グループは、食品循環資源の堆肥化・飼料化・乾式メタン発電を組み合わせたりサイクルシステムの構築に加え、農業との連携を深めることにより競争力を確保するための活動を進めておりますが、競争環境が急変する可能性があります。また、今後、画期的な新技術や他のリサイクル方法により、当社方式が陳腐化その他で受け入れられなくなった場合ならびに食品工場等のリサイクル技術の革新等により、食品廃棄物の発生が著しく減少した場合には、当社の事業が抑制され、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

2) 飼料化リサイクル事業について

当社は、食品循環資源の飼料化リサイクル事業の拡大を進めております。食品循環資源の飼料化は、再生飼料の安全性、品質、保存方法等の課題はありますが、現状輸入飼料に依存し、国際的な飼料需要の増加等により飼料価格が高騰しているため、畜産経営のコスト削減を目的とした再生飼料の需要は高まるものと見込んでおります。しかしながら、供給ルートの確保ができない場合は、飼料化リサイクル事業として十分な競争力を確立できないため、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

3) 白井事業所以外での展開について

当社は、バイオマス資源の利活用事業の拡大を目指して、中期的な展望として白井事業所以外での再資源化センターの新設を検討しておりますが、その場合、当社の実績がなく、知名度が低い地域において施設設置に関する許認可手続きを進める必要が生じます。当社の計画通りに施設設置の手続きが円滑に進行しない可能性があります。その場合、当社は中期的戦略を変更せざるを得なくなります。

(5) 減損会計について

当社グループは平成18年6月期より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。当社の固定資産・リース資産について、稼働率の低下及び利益率の低下等により、施設毎の損益又は営業キャッシュ・フローの継続的なマイナスにより減損処理が必要となり減損損失を計上する必要が生じた場合、固定資産を多く保有する事業形態であるため、業績に多大な影響を与える可能性があります。

(6) M & Aについて

当社グループでは、今後の事業規模の拡大を図る手段として廃棄物処理施設の設置許可取得期間を短縮するため、M & Aを重要な手法として位置づけております。M & Aを行う際は、その対象企業の財務内容や契約関係等について詳細なデューデリジェンスを行うことによって極力リスクの低減に努める所存ではありますが、M & Aを行った後に、偶発債務や未認識債務が発生する場合等が考えられます。また、M & Aの対象会社が外部環境の変化等各種の要因により、当社の当初の期待どおりの、成果をあげられない可能性もあります。これらの場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」については、本有価証券届出書提出日(平成28年8月18日)現在(ただし、既支払額については平成28年7月31日現在)以下のとおりとなっております。

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達 方法 | 着手年月 | 完成予定 年月 | 完成後の 増加能力 |
|---------|-------------------|----------------|------------------------------|-------------|---------------|--------------------|--------------|-------------|------------------|
| | | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | | | |
| (株)フジコー | 本社 (東京都台東区) | 森林発電 事業 | 原木等の運 搬車両及び 移動式破碎 機 | 150 | | 増資資金 | 平成28年 10月 | 平成29年 3月 | 木材破碎能 力160t/日 |
| (株)フジコー | 白井事業所 (千葉県白井市) | 建設系リサ イクル事業 | 廃棄物分別 施設の建物 | 120 | | 増資資金 及び自己 資金 | 平成28年 11月 | 平成29年 5月 | |

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)の提出日(平成27年9月24日)以後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月18日)までの間において、平成27年9月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

当社は、平成27年9月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円

配当総額15,280,488円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月25日

第2号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行することとし、これに伴う、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更をするものであります。

業務執行を行わない取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の改定を行うものであります。

剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の改定を行うものであります。

その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、小林直人、上竹智久、山本伴次を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、若狭博義、今村行夫、千田喜之を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、穴田卓司を選任するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額100,000千円以内とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|---|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 20,257 | 355 | | (注)1 | 可決 94.69 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 20,249 | 363 | | (注)2 | 可決 94.65 |
| 第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)3名選任 の件 | | | | (注)3 | |
| 小林直人 | 20,252 | 360 | | | 可決 94.67 |
| 上竹智久 | 20,255 | 357 | | | 可決 94.68 |
| 山本伴次 | 20,255 | 357 | | | 可決 94.68 |
| 第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件 | | | | (注)3 | |
| 若狭博義 | 20,240 | 372 | | | 可決 94.61 |
| 今村行夫 | 20,248 | 364 | | | 可決 94.65 |
| 千田喜之 | 20,248 | 364 | | | 可決 94.65 |
| 第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件 | | | | (注)3 | |
| 穴田卓司 | 20,251 | 361 | | | 可決 94.66 |
| 第6号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬等 の額決定の件 | 20,242 | 370 | | (注)1 | 可決 94.62 |
| 第7号議案 監査等委員である取締役 の報酬等の額決定の件 | 20,232 | 380 | | (注)1 | 可決 94.57 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

4 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(平成28年8月18日)までの間において次のとおり増加しています。

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高(千円) |
|---------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|-----------------|
| 平成27年7月1日～ 平成27年8月31日 (注) | 70,800 | 3,891,000 | 17,520 | 499,470 | 17,520 | 619,950 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

5 最近の業績の概要

(1) 第43期連結会計年度(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)の業績の概要

平成28年8月5日開催の取締役会で承認し、公表した第43期連結会計年度(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

なお、金額については千円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成27年6月30日) | 当連結会計年度 (平成28年6月30日) |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 533,068 | 349,371 |
| 売掛金 | 285,131 | 463,601 |
| たな卸資産 | 141,189 | 312,319 |
| 前払費用 | 35,874 | 50,394 |
| 未収消費税等 | 47,119 | 241,623 |
| 繰延税金資産 | 25,167 | 18,237 |
| その他 | 2,892 | 2,363 |
| 貸倒引当金 | 146 | 832 |
| 流動資産合計 | 1,070,295 | 1,437,079 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 2,151,137 | 3,005,447 |
| 減価償却累計額 | 853,750 | 920,078 |
| 建物及び構築物(純額) | 1,297,386 | 2,085,369 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,665,216 | 4,488,702 |
| 減価償却累計額 | 1,807,268 | 1,934,124 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 857,948 | 2,554,578 |
| 土地 | 231,995 | 231,995 |
| 建設仮勘定 | 729,693 | - |
| その他 | 52,335 | 56,783 |
| 減価償却累計額 | 38,709 | 45,760 |
| その他(純額) | 13,626 | 11,023 |
| 有形固定資産合計 | 3,130,650 | 4,882,966 |
| 無形固定資産 | 8,272 | 4,672 |
| 投資その他の資産 | | |
| 繰延税金資産 | 362 | 259 |
| その他 | 154,203 | 217,957 |
| 貸倒引当金 | 1,586 | 1,910 |
| 投資その他の資産合計 | 152,978 | 216,306 |
| 固定資産合計 | 3,291,901 | 5,103,946 |
| 資産合計 | 4,362,197 | 6,541,026 |

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (平成27年6月30日) | 当連結会計年度 (平成28年6月30日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 213,532 | 250,765 |
| 短期借入金 | - | 200,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 172,360 | 622,984 |
| リース債務 | 40,212 | 48,200 |
| 未払法人税等 | 74,475 | 59,516 |
| 未払金 | 18,908 | 25,785 |
| 未払費用 | 77,897 | 64,696 |
| その他 | 84,003 | 18,297 |
| 流動負債合計 | 681,390 | 1,290,246 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1,697,252 | 2,762,622 |
| 長期リース債務 | 102,604 | 119,791 |
| 繰延税金負債 | - | 28,333 |
| 資産除去債務 | 16,614 | 109,320 |
| その他 | 12,750 | 5,444 |
| 固定負債合計 | 1,829,221 | 3,025,512 |
| 負債合計 | 2,510,611 | 4,315,758 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 481,950 | 499,470 |
| 資本剰余金 | 580,923 | 611,798 |
| 利益剰余金 | 656,582 | 756,486 |
| 自己株式 | 35 | 59 |
| 株主資本合計 | 1,719,420 | 1,867,695 |
| 新株予約権 | 1,438 | - |
| 非支配株主持分 | 130,726 | 357,571 |
| 純資産合計 | 1,851,585 | 2,225,267 |
| 負債純資産合計 | 4,362,197 | 6,541,026 |

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日) | 当連結会計年度 (自平成27年7月1日 至平成28年6月30日) |
|--------------------|--|--|
| 売上高 | 2,566,887 | 2,841,192 |
| 売上原価 | 1,940,517 | 2,250,283 |
| 売上総利益 | 626,370 | 590,909 |
| 販売費及び一般管理費 | 282,718 | 314,407 |
| 営業利益 | 343,651 | 276,502 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 177 | 153 |
| 受取家賃 | 9,600 | 7,800 |
| 施設運営収入 | 3,559 | 4,322 |
| その他 | 2,538 | 3,558 |
| 営業外収益合計 | 15,874 | 15,833 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 26,554 | 34,308 |
| 社債利息 | 1,401 | - |
| 支払手数料 | 35,908 | 10,256 |
| その他 | 4,691 | 5,931 |
| 営業外費用合計 | 68,556 | 50,497 |
| 経常利益 | 290,969 | 241,838 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 4,102 | 3,662 |
| 国庫補助金 | 421,689 | 208,260 |
| 特別利益合計 | 425,792 | 211,922 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 12,924 | - |
| 固定資産除却損 | 13,120 | 4,444 |
| 固定資産圧縮損 | 421,689 | 208,260 |
| リース解約損 | - | 3,008 |
| 特別損失合計 | 447,735 | 215,712 |
| 税金等調整前当期純利益 | 269,026 | 238,048 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 111,969 | 104,458 |
| 法人税等調整額 | 15,100 | 35,366 |
| 法人税等合計 | 127,070 | 139,824 |
| 当期純利益 | 141,956 | 98,223 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失() | 17,497 | 36,415 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 159,454 | 134,639 |

連結包括利益計算書

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日) | 当連結会計年度 (自平成27年7月1日 至平成28年6月30日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益 | 141,956 | 98,223 |
| 包括利益 | 141,956 | 98,223 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 159,454 | 134,639 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 17,497 | 36,415 |

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|---------|---------|------|-----------|-------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | | |
| 当期首残高 | 474,947 | 595,427 | 550,217 | 35 | 1,620,557 | 1,803 | 5,932 | 1,628,293 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 7,002 | 7,002 | | | 14,005 | | | 14,005 |
| 剰余金の配当 | | | 53,089 | | 53,089 | | | 53,089 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 159,454 | | 159,454 | | | 159,454 |
| 連結子会社株式の取得 による持分の増減 | | 21,507 | | | 21,507 | | | 21,507 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | | | 365 | 124,793 | 124,428 |
| 当期変動額合計 | 7,002 | 14,504 | 106,364 | | 98,863 | 365 | 124,793 | 223,291 |
| 当期末残高 | 481,950 | 580,923 | 656,582 | 35 | 1,719,420 | 1,438 | 130,726 | 1,851,585 |

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|---------|---------|------|-----------|-------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | | |
| 当期首残高 | 481,950 | 580,923 | 656,582 | 35 | 1,719,420 | 1,438 | 130,726 | 1,851,585 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 17,519 | 17,519 | | | 35,039 | | | 35,039 |
| 剰余金の配当 | | | 34,734 | | 34,734 | | | 34,734 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 134,639 | | 134,639 | | | 134,639 |
| 連結子会社株式の取得 による持分の増減 | | 13,355 | | | 13,355 | | | 13,355 |
| 自己株式の取得 | | | | 24 | 24 | | | 24 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | | | 1,438 | 226,845 | 225,406 |
| 当期変動額合計 | 17,519 | 30,875 | 99,904 | 24 | 148,274 | 1,438 | 226,845 | 373,681 |
| 当期末残高 | 499,470 | 611,798 | 756,486 | 59 | 1,867,695 | | 357,571 | 2,225,267 |

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日) | 当連結会計年度 (自平成27年7月1日 至平成28年6月30日) |
|----------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 269,026 | 238,048 |
| 減価償却費 | 241,821 | 251,285 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 2,005 | 1,009 |
| 受取利息及び受取配当金 | 177 | 153 |
| 支払利息 | 27,956 | 34,308 |
| 有形固定資産売却損益(は益) | 8,822 | 3,662 |
| 有形固定資産除却損 | 10,179 | 4,444 |
| 有形固定資産圧縮損 | 421,689 | 208,260 |
| 国庫補助金受贈益 | 421,689 | 208,260 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 20,787 | 178,470 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 114,035 | 171,129 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 42,617 | 37,233 |
| 未収消費税等の増減額(は増加) | 47,119 | 194,503 |
| その他 | 45,217 | 41,402 |
| 小計 | 412,655 | 22,992 |
| 利息及び配当金の受取額 | 177 | 153 |
| 利息の支払額 | 26,576 | 34,754 |
| 法人税等の支払額 | 88,261 | 121,187 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 297,994 | 178,781 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 1,743,599 | 2,054,834 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 1,350 | 1,032 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 5,873 | 8,840 |
| 国庫補助金による収入 | 485,163 | 144,726 |
| 担保預金の預入による支出 | - | 24,500 |
| その他 | 8,680 | 65,417 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 1,262,593 | 1,992,217 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入れによる収入 | 110,000 | 200,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | 289,920 | - |
| 長期借入れによる収入 | 2,527,151 | 1,780,849 |
| 長期借入金の返済による支出 | 1,149,471 | 264,854 |
| 社債の償還による支出 | 651,000 | - |
| リース債務の返済による支出 | 40,934 | 54,260 |
| セール・アンド・リースバックによる収入 | - | 26,068 |
| シンジケートローン手数料の支払額 | 16,000 | 1,080 |
| 株式の発行による収入 | 13,640 | 34,125 |
| 非支配株主からの払込みによる収入 | 200,000 | 277,230 |
| 配当金の支払額 | 53,089 | 34,637 |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | 79,215 | 614 |
| その他 | - | 24 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 571,160 | 1,962,803 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 393,438 | 208,196 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 926,506 | 533,068 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 533,068 | 324,871 |

連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っています。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「施設運営収入」は、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」6,097千円は、「施設運営収入」3,559千円、「その他」2,538千円として組み替えています。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未収消費税等の増減額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた92,337千円は「未収消費税等の増減額(は増加)」47,119千円、「その他」45,217千円として組み替えております。

(追加情報)

所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.26%から回収又は支払が見込まれる期間が平成28年7月1日から平成30年6月30日までのものは30.86%、平成30年7月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、サービスの性質及びサービスの提供方法に基づいて事業カテゴリーを区分し、包括的な戦略の立案、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、事業カテゴリー別に「建設系リサイクル事業」、「食品系リサイクル事業」、「白蟻解体工事」及び「森林発電事業」の4つを報告セグメントとしております。

「建設系リサイクル事業」は、首都圏近郊の廃棄物処理会社、ハウスメーカー並びに工場、倉庫、ショッピングセンター等からの委託を受け、木くず、紙くず、廃プラスチック類、がれき類等の産業廃棄物及び一般廃棄物を受入れ、当社が保有する施設において、焼却、破碎、リサイクル処理を行っております。発電施設では、受入れた木くず等のバイオマス(生物資源)を原料とした発電により、温室効果ガスの削減を推進し、自然エネルギーとして付加価値の高い電力販売を行っております。あわせて住宅、アパート等の新築、改築時に発生する廃棄物を発生場所から処理施設まで運搬する収集運搬業務を行っております。

「食品系リサイクル事業」は、食品関連事業者等から委託を受け、食品廃棄物のうち、リサイクルが可能な食品循環資源である産業廃棄物及び一般廃棄物を受入れ、当社が保有する施設において、発酵分解による堆肥化、メタン発電による発電、乾燥及び発酵による飼料化へのリサイクル処理を行っております。

当社が保有する養豚施設において、リサイクル製品であるリキッドフィードを利用して、豚の肥育を行っております。再生堆肥の品質向上を目的として、農作物の栽培試験及び農作物の生産販売を株式会社遊楽ファームにて行っております。

「白蟻解体工事」は、建築関連事業者等からの依頼により、住宅及びアパート等の解体工事、白蟻予防工事の見積調査及び施工を主として行っております。あわせて、リフォーム会社からの依頼により、既存住宅の白蟻防除工事、家屋害虫の駆除工事等を行っております。

「森林発電事業」は、岩手県二戸郡一戸町に連結子会社の株式会社一戸フォレストパワーによる発電会社及び株式会社一戸森林資源によるバイオマス燃料製造会社を設置し、岩手県及び秋田県北部、青森県南部の森林木材を燃料として、自然エネルギー電力の発電を行い、御所野縄文パワー株式会社及び御所野縄文電力株式会社等によるP P S(特定規模電気事業者:東京電力等の一般電気事業以外の電力供給事業者)を通じて、地元の小中学校、役場等の公共施設、事業会社へ電力供給を行う事業であります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | | 合計 | 調整額 (注) | 連結財務諸 表計上額 |
|------------------------|--------------------|--------------------|------------|------------|-----------|------------|---------------|
| | 建設系 リサイクル 事業 | 食品系 リサイクル 事業 | 白蟻解体 工事 | 森林発電 事業 | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 2,157,490 | 258,737 | 150,659 | | 2,566,887 | | 2,566,887 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | | | | | | | |
| 計 | 2,157,490 | 258,737 | 150,659 | | 2,566,887 | | 2,566,887 |
| セグメント利益又は 損失() | 627,768 | 2,492 | 1,094 | 34,748 | 591,621 | 247,969 | 343,651 |
| セグメント資産 | 1,648,626 | 405,457 | 67,960 | 1,671,970 | 3,794,014 | 568,183 | 4,362,197 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 167,183 | 48,994 | 7,527 | 6,023 | 229,728 | 12,092 | 241,821 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 | 110,828 | 46,061 | 778 | 1,202,499 | 1,360,168 | 5,273 | 1,365,442 |

(注) 調整額の内容は以下の通りです。

- (1) セグメント利益の調整額247,969千円は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額568,183千円は、報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額12,092千円は各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,273千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

当連結会計年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | | 合計 | 調整額 (注) | 連結財務諸 表計上額 |
|------------------------|--------------------|--------------------|------------|------------|-----------|------------|---------------|
| | 建設系 リサイクル 事業 | 食品系 リサイクル 事業 | 白蟻解体 工事 | 森林発電 事業 | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 2,127,417 | 256,383 | 178,921 | 278,469 | 2,841,192 | | 2,841,192 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | | | | | | | |
| 計 | 2,127,417 | 256,383 | 178,921 | 278,469 | 2,841,192 | | 2,841,192 |
| セグメント利益又は 損失() | 544,177 | 18,672 | 5,733 | 48,591 | 519,991 | 243,489 | 276,502 |
| セグメント資産 | 1,588,378 | 374,866 | 70,865 | 3,955,548 | 5,989,658 | 551,367 | 6,541,026 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 152,853 | 46,338 | 5,805 | 36,576 | 241,574 | 9,711 | 251,285 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 | 114,916 | 6,394 | 2,612 | 1,939,201 | 2,063,125 | 268 | 2,063,393 |

(注) 調整額の内容は以下の通りです。

- (1) セグメント利益の調整額243,489千円は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額551,367千円は、報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額9,711千円は各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額268千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日) |
|-------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 450円10銭 | 480円02銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 42円01銭 | 34円65銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 41円77銭 | 34円61銭 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日) | 当連結会計年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日) |
|--|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 159,454 | 134,639 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 159,454 | 134,639 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 3,795 | 3,886 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円) | | |
| (うち支払利息(税額相当額控除後)(千円)) | () | () |
| 普通株式増加数(千株) | 22 | 3 |
| (うち転換社債型新株予約権付社債)(株) | () | () |
| (うち新株予約権)(株) | (22) | (3) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | | |

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前連結会計年度 (平成27年6月30日) | 当連結会計年度 (平成28年6月30日) |
|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 1,851,585 | 2,225,267 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 132,164 | 357,571 |
| (うち新株予約権)(千円) | (1,438) | () |
| (うち非支配株主持分)(千円) | (130,726) | (357,571) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 1,719,420 | 1,867,695 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 3,820,122 | 3,890,877 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 第43期事業年度(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)の業績の概要

平成28年8月5日開催の取締役会で承認された第43期事業年度(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)の財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

なお、金額については千円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

財務諸表

貸借対照表

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成27年6月30日) | 当事業年度 (平成28年6月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 334,423 | 314,756 |
| 売掛金 | 285,131 | 285,023 |
| 仕掛品 | 15,379 | 16,312 |
| 原材料及び貯蔵品 | 29,653 | 27,702 |
| 前払費用 | 17,620 | 33,088 |
| 繰延税金資産 | 25,167 | 18,237 |
| 立替金 | 416 | 212,884 |
| その他 | 2,573 | 3,631 |
| 貸倒引当金 | 146 | 832 |
| 流動資産合計 | 710,219 | 910,803 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,534,109 | 1,534,109 |
| 減価償却累計額 | 663,022 | 711,722 |
| 建物(純額) | 871,087 | 822,387 |
| 構築物 | 275,750 | 276,368 |
| 減価償却累計額 | 188,999 | 197,876 |
| 構築物(純額) | 86,750 | 78,491 |
| 機械及び装置 | 2,450,943 | 2,452,700 |
| 減価償却累計額 | 1,752,506 | 1,839,359 |
| 機械及び装置(純額) | 698,436 | 613,341 |
| 車両運搬具 | 75,586 | 119,941 |
| 減価償却累計額 | 50,682 | 63,914 |
| 車両運搬具(純額) | 24,903 | 56,027 |
| 工具、器具及び備品 | 43,121 | 45,062 |
| 減価償却累計額 | 35,310 | 39,458 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 7,811 | 5,603 |
| 生物 | 6,635 | 9,143 |
| 減価償却累計額 | 3,250 | 5,682 |
| 生物(純額) | 3,385 | 3,460 |
| 土地 | 231,995 | 231,995 |
| 建設仮勘定 | 5,278 | - |
| 有形固定資産合計 | 1,929,647 | 1,811,307 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 6,077 | 1,852 |
| 電話加入権 | 912 | 912 |
| 無形固定資産合計 | 6,990 | 2,765 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成27年6月30日) | 当事業年度 (平成28年6月30日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 472,135 | 482,135 |
| 出資金 | 70,165 | 202,807 |
| 関係会社長期貸付金 | - | 521,300 |
| 繰延税金資産 | 362 | 259 |
| その他 | 39,232 | 67,014 |
| 貸倒引当金 | 1,586 | 1,910 |
| 投資その他の資産合計 | 580,308 | 1,271,606 |
| 固定資産合計 | 2,516,946 | 3,085,679 |
| 資産合計 | 3,227,165 | 3,996,483 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 196,326 | 187,172 |
| 短期借入金 | - | 200,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 172,360 | 312,352 |
| リース債務 | 40,212 | 46,552 |
| 未払金 | 8,486 | 8,823 |
| 未払費用 | 77,293 | 62,432 |
| 未払法人税等 | 73,987 | 57,282 |
| 未払消費税等 | 34,593 | 10,537 |
| 前受金 | 14,967 | 619 |
| 預り金 | 4,737 | 6,186 |
| 前受収益 | 735 | 736 |
| 流動負債合計 | 623,698 | 892,693 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 690,110 | 985,264 |
| 長期リース債務 | 102,604 | 107,994 |
| 資産除去債務 | 16,614 | 16,777 |
| その他 | 12,750 | 5,444 |
| 固定負債合計 | 822,079 | 1,115,480 |
| 負債合計 | 1,445,778 | 2,008,173 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成27年6月30日) | 当事業年度 (平成28年6月30日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 481,950 | 499,470 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 602,430 | 619,950 |
| 資本剰余金合計 | 602,430 | 619,950 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 81,550 | 81,550 |
| 繰越利益剰余金 | 614,052 | 787,398 |
| 利益剰余金合計 | 695,602 | 868,948 |
| 自己株式 | 35 | 59 |
| 株主資本合計 | 1,779,948 | 1,988,309 |
| 新株予約権 | 1,438 | - |
| 純資産合計 | 1,781,386 | 1,988,309 |
| 負債純資産合計 | 3,227,165 | 3,996,483 |

損益計算書

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日) | 当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 2,566,887 | 2,562,722 |
| 売上原価 | 1,940,517 | 1,994,139 |
| 売上総利益 | 626,370 | 568,583 |
| 販売費及び一般管理費 | 247,969 | 243,489 |
| 営業利益 | 378,400 | 325,093 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 120 | 2,649 |
| 受取家賃 | 9,600 | 7,800 |
| その他 | 6,097 | 7,792 |
| 営業外収益合計 | 15,817 | 18,242 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 18,427 | 13,434 |
| 社債利息 | 1,401 | - |
| 支払手数料 | 24,690 | 1,322 |
| その他 | 4,691 | 5,929 |
| 営業外費用合計 | 49,211 | 20,687 |
| 経常利益 | 345,006 | 322,648 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 4,102 | 3,662 |
| 特別利益合計 | 4,102 | 3,662 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 12,924 | - |
| 固定資産除却損 | 13,120 | 4,444 |
| リース解約損 | - | 3,008 |
| 特別損失合計 | 26,045 | 7,452 |
| 税引前当期純利益 | 323,063 | 318,858 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 111,470 | 103,744 |
| 法人税等調整額 | 15,100 | 7,033 |
| 法人税等合計 | 126,570 | 110,777 |
| 当期純利益 | 196,492 | 208,080 |

株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 474,947 | 595,427 | 595,427 | 81,550 | 470,648 | 552,198 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 7,002 | 7,002 | 7,002 | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 53,089 | 53,089 |
| 当期純利益 | | | | | 196,492 | 196,492 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 7,002 | 7,002 | 7,002 | | 143,403 | 143,403 |
| 当期末残高 | 481,950 | 602,430 | 602,430 | 81,550 | 614,052 | 695,602 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------|-----------|-------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 35 | 1,622,539 | 1,803 | 1,624,342 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | 14,005 | | 14,005 |
| 剰余金の配当 | | 53,089 | | 53,089 |
| 当期純利益 | | 196,492 | | 196,492 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | 365 | 365 |
| 当期変動額合計 | | 157,409 | 365 | 157,044 |
| 当期末残高 | 35 | 1,779,948 | 1,438 | 1,781,386 |

当事業年度(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 6月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 481,950 | 602,430 | 602,430 | 81,550 | 614,052 | 695,602 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 17,519 | 17,519 | 17,519 | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 34,734 | 34,734 |
| 当期純利益 | | | | | 208,080 | 208,080 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 17,519 | 17,519 | 17,519 | - | 173,345 | 173,345 |
| 当期末残高 | 499,470 | 619,950 | 619,950 | 81,550 | 787,398 | 868,948 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------|-----------|-------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 35 | 1,779,948 | 1,438 | 1,781,386 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | 35,039 | | 35,039 |
| 剰余金の配当 | | 34,734 | | 34,734 |
| 当期純利益 | | 208,080 | | 208,080 |
| 自己株式の取得 | 24 | 24 | | 24 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | 1,438 | 1,438 |
| 当期変動額合計 | 24 | 208,361 | 1,438 | 206,922 |
| 当期末残高 | 59 | 1,988,309 | - | 1,988,309 |

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | | |
|---------|---------------------|--------|-------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第42期) | 自 至 | 平成26年7月1日 平成27年6月30日 | 平成27年9月24日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第43期第3四半期) | 自 至 | 平成28年1月1日 平成28年3月31日 | 平成28年5月6日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年9月24日

株式会社フジコー
取締役会 御中

清 明 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 村 敬 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 田 淳 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジコーの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジコー及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成26年6月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成26年9月26日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジコーの平成27年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フジコーが平成27年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月24日

株式会社フジコー
取締役会 御中

清 明 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 村 敬 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 田 淳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジコーの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジコーの平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成26年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成26年9月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月6日

株式会社フジコー
取締役会 御中

清 明 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 村 敬 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 田 淳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジコーの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年7月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジコー及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。